

## ○蒲郡市幸田町衛生組合議会会議規則

則

（昭和三十八年六月二十八日）  
議会規則第一号

改正 令和二年三月二十七日議会規則第一号  
令和二年八月二六日議会規則第二号

3 議席には番号及び氏名標を付ける。

第四条 会期は、毎会期の初めに議長が議会に諮つてこれを定め、

その会期は招集された日から起算する。

2 会期は、議長が議会に諮つて延長することが出来る。

3 会議に付された事件を全部議了したときは、会期中でも議会に  
諮り閉会することができる。

### （議会の開閉）

第五条 議会の開閉は、議長が宣告する。

### （会議時間）

第六条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更するこ  
とができる。

### （休会）

第七条 日曜日、休日は休会とする。ただし、議長が特に必要があ  
ると認めるときは、休会中でも会議を開くことができる。

2 議会の議決があつたときは、議長は休会中でも会議を開かなけ  
ればならない。

### （会議の開閉）

第八条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 補欠議員の議席は、その前任者の議席とする。同時に選挙され  
る補欠議員が二人以上あるときは、その議員の議席は「くじ」で  
これを定める。

（議席）  
2 補欠議員の議席は、その前任者の議席とする。同時に選挙され  
る補欠議員が二人以上あるときは、その議員の議席は「くじ」で  
これを定める。

2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止、休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数)

第九条 出席議員が定足数に達しないときは、議長は議員の出席を催告し、なお定足数に達しないときは延会を宣告する。

2 会議中、定足数を欠くにいたるおそれがあるときは、議長は議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができ

(議案の提出)

第十条 議員が議案を提出するときは、その案を具え、理由を付

け、他の一人以上の賛成者とともに連署して議長に提出する。

(動議の成立)

第十一条 すべて動議はこの規則に特別の規定がある場合のほか、他に一人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(議長の権限)

第十二条 提出された事件及び議題について会議中に起つた事件はすべて議長がこれを決し、又は議会に諮つて決する。

(議事日程の作製配布)

第十三条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただ

し、やむを得ない場合は議長がこれを報告して配付にかえることができる。

(議事日程の順序変更と追加)

第十四条 議長が必要と認めるときは、議会に諮り議事日程の順序を変更し、又は事件を追加することができる。

(議事日程のない会議通知)

第十五条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。ただし、議長は、会期までに議事日程を定めなければならない。

(議事日程の終了、延会)

第十六条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が会期中に終了しないときは、議長は会議に諮り延会することができる。

(選挙の宣告)

第十七条 議会において選挙を行うときは、議長はその旨を宣告する。

2 投票用紙は議長がこれを定める。

(不在議員)

「」とができない。

（出入口閉鎖）

第十九条 投票による選挙を行うときは、議長は第十七条の規定による宣伝の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（開票及び投票の効力）

第二十条 議長は開票を宣告した後、二人以上の立会人とともに投票を点検し、立会人の意見を聞いて投票の効力を決定する。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から議会に詣つて指名する。  
（選挙結果の報告）

第二十一条 議長は、選挙の結果を直ちに議場に報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を通知しなければならない。

（選挙関係書類の保存）

第二十二条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類と併せてこれを保管する。

（議題の宣告）

第二十三条 会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

（議案等の朗読）

第二十四条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員に朗読させる。

（議案等の説明）

第二十五条 提出者は、会議においてその議案の趣旨、内容について説明するものとする。ただし、議長は議会に詣つて説明を省略させることができる。

（質疑）

第二十六条 議員は、提出者に対し質疑することができる。  
（討論と表決）

第二十七条 議長は、前条の質疑が終つたときは討論に付し、その後の終結の後、表決に付する。

（発言）

第二十八条 議員が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。  
（発言の通告及び順序）

第二十九条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつ

ても発言しないときは、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

**第三十条** 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して

「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならぬ。

3 二人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(討論の方法)

**第三十一条** 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者となるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

**第三十二条** 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第三十三条 発言はすべて簡明にし、議題外にわたることが出来ない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を停止することが出来る。

3 議員は、質疑に当つては自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

**第三十四条** 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

(質疑、討論の終結)

**第三十五条** 質疑又は討論が終つたときは、議長はその旨を宣言する。

2 議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。  
3 前項の動議は、議長は討論を用いないで会議に諮つてこれを決める。

(表決及び選挙時の発言制限)

**第三十六条** 表決及び選挙の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、表決及び選挙の方法についてはこの限りでない。

(表決問題の宣告)

**第三十七条** 議長は、表決をどうとするときは、表決に付する問

題を会議に宣告する。

(不在議員)

第三十八条 表決宣告の際、議場にいない議員は表決に加わること  
ができない。

(条件の禁止)

第三十九条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第四十条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を  
起立させ、起立の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し  
出席議員一人以上から異議があるときは、議長は無記名投票で表  
決をとらなければならない。

(無記名投票)

第四十一条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は賛  
成、問題を否とする議員は反対と所定の投票用紙に記載しなけれ  
ばならない。

(選挙規定の準用)

第四十二条 無記名投票を行う場合には、第十七条(選挙の宣  
告)、第十八条(不在議員)、第十九条(出入口閉鎖)、第二十条  
(開票及び投票の効力)、第二十一条(選挙結果の報告)、第二十  
二条(選挙の順序)

(議員の辞職)

第四十六条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出し  
なければならない。

2 議長は、前項の辞表を受理したときは、議会開会中の場合は議

一条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第四十三条 議員は、自己の表決の訂正を求めることが  
できない。

(簡易表決)

第四十四条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることが  
できる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。た  
だし、議長の宣告に対し、出席議員一人以上から異議があるとき  
は、議長は起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第四十五条 修正案は原案に先立つて表決をとらなければならな  
い。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたとき  
は、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いも  
のから先に表決をとり、修正案がすべて否決されたときは原案に  
ついて表決をする。

会に諮り討論を用いないで許否を決し、閉会中、議長において辞職を許可した場合は、議会に報告しなければならない。

(会議録の記載事項)

第四十七条 会議録には、次の事項を記載する。

一 開会、閉会に関する事項及びその年月日

二 開議、散会、延会、中止の日時

三 出席及び欠席議員の氏名

四 その他出席した者の職氏名

五 議事日程及び諸般の報告

六 議事

七 その他議会又は議長において必要と認めた事項

2 秘密会の議事又は議長が取消を許可した発言は会議録に記載しない。

(発言の取消又は訂正)

第四十八条 発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の字句に限りこれを訂正することができる。

(会議録署名者)

第四十九条 会議録に署名する議員は、議長のほか組合議員一人とし、議長が会議において指名する。

2 会議録には署名議員のほか調製した職員がこれに署名しなければならない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第五十条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは会議に諮つて決める。

附 則

この規則は、議決の日から施行する。

附 則 (令和二年議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年議会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。